

寒川町選挙管理委員会告示第 57 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 5 条第 30 項の規定により、同法第 4 条第 11 項又は第 5 条第 15 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 6, 737

令和 7 年 12 月 1 日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光